

<報告>

英国におけるソーシャルケア基幹データの新たな構築  
—ゼロベースレビュー (ZBR) プロジェクトに基づいて—

キルワース ジョナサン<sup>1)</sup>, 高橋秀人<sup>2)</sup>, 小田キルワース 久美子<sup>3)</sup>,  
林真由美<sup>4)</sup>, 田宮菜奈子<sup>5)</sup>

<sup>1)</sup> ロンドンハロー区役所戦略的業務委託部

<sup>2)</sup> 国立保健医療科学院

<sup>3)</sup> 元ジャパングリーンメディカルセンター健康診断部・看護部

<sup>4)</sup> エディンバラ大学エディンバラ認知症の経験研究センター

<sup>5)</sup> 筑波大学ヘルスサービスリサーチ分野ヘルスサービス開発研究センター

Building a new social care data collection framework  
by the Zero-Based Review Project in England

KILWORTH Jonathan<sup>1)</sup>, TAKAHASHI Hideto<sup>2)</sup>, ODA KILWORTH Kumiko<sup>3)</sup>,  
HAYASHI Mayumi<sup>4)</sup>, TAMIYA Nanako<sup>5)</sup>

<sup>1)</sup> London Borough of Harrow, Strategic Commissioning Division

<sup>2)</sup> National Institute of Public Health

<sup>3)</sup> Japan Green Medical Centre, London, UK

<sup>4)</sup> University of Edinburgh, Edinburgh Centre for Research on the Experience of Dementia

<sup>5)</sup> Department of Health Services Research, Faculty of Medicine, Research and Development Center  
for Health Services, University of Tsukuba

抄録

2010年、英国では財政難からソーシャルケア分野の予算を大幅に削減される中、限られた予算の中で最大の効果を生む政策が求められ、英国保健省（保健省）と地方自治体は政府外公共機関であるHSCIC（現NHS Digital）に対して、結果が見えるような新たなソーシャルケアデータの枠組みの構築を依頼した。これは前例のない新たなデータ構築であり、ゼロベースレビュー（ZBR）プロジェクトと呼ばれている。

ZBRプロジェクトは、次の(a)~(e)の5つの分野、(a)セーフガーディングステークホルダーグループ、(b)EQ-CLステークホルダーグループ、(c)SALT（Short and Long Term support：短期長期サポート）ステークホルダーグループ、(d)ASC-FR（Adult Social Care Finance Return：成人ソーシャルケア給付金）ステークホルダーグループ、(e)コミュニケーションズグループに分かれて、それぞれデータを構築した。収集したデータがソーシャルケアサービスを実践する現場の改善に繋がるように、2011年から数年かけてデータの再構築（従来のデータ構造よりも、サービスの「ストラクチャ」や「プロセス」ではなく「アウトカム」を重視した）を行った。例えばSALTデータでは、従来の施設の職員数やサポートの提供数に加えて、サポート提供後の状態（自立に繋がった等）の項目が追加された。収集されたデータの一部はAdult Social Care Outcomes Framework(ASCOF)（ソーシャルケアの政策と実践に関する

連絡先：高橋秀人

〒351-0197 埼玉県和光市南2丁目3-6

2-3-6 Minami, Wako-shi, Saitama 351-0197, Japan.

Tel: 048-458-6148

Fax: 048-469-0213

E-mail: takahashi.h.aa@niph.go.jp

[令和3年9月14日受理]

る地方自治体の達成状況の評価指標)等に反映され、NHS Digitalのホームページで地域ごとに図示(見える化)されている。これは地方行政等、議会、地域、国レベルで活用され、適宜データ項目の修正が行われている。

この英国におけるソーシャルケア基幹データの新たな構築の取り組みは、現在society 5.0における「データ駆動型社会」の実現に取り組んでいる日本にとって参考になると考える。

キーワード：ゼロベースレビュー (ZBR) プロジェクト, アウトカム指標, ソーシャルケア

## Abstract

From 2010, English local authority budgets for social care were drastically reduced due to financial difficulties, and policies that produced the maximum cost effectiveness were required. The Department of Health (DH, now DHSC) asked the Health & Social Care Information Centre (HSCIC, now NHS Digital), a non-departmental public body, to co-produce a new social care data framework that better measures the results. This was an unprecedented new data production project, the Zero-Based Review (ZBR).

The ZBR project is divided into five areas: (a) Safe Guarding Stakeholder Group, (b) EQ-CL Stakeholder Group, (c) SALT (Short and Long Term support) Stakeholder Group, (d) ASC-FR (Adult Social Care Finance Return) Stakeholder group, (e) Communications group.

Traditional data shows the support system and status, such as the number of service users and the number of supports provided, but the SALT data shows the state after the care assessment. New items such as leading to independence, leading to long-term support, transition to end-of-life care, refusal of support, etc. have been added. The ZBR project emphasized “outcomes” rather than traditional service “structures” or “processes” so that the data collected can improve the practice of delivering social care support. Some of the data is reflected in the Adult Social Care Outcomes Framework (ASCOF), an important indicator set of local government achievements in social care policies and practices. The ZBR project started in 2011, and the data was constructed over several years. The data items are still being revised as appropriate in response to the revision of the law and social care policy.

We believe that examining this new construction effort for social care data in England will also be helpful for Japan, which is currently working on the realization of a “data-driven society” in society 5.0.

**keywords:** Zero-Based Review (ZBR) Project, outcome index, social care

(accepted for publication, September 14, 2021)

## I. はじめに

日本では、2007年「統計法」が60年ぶりに全部改正となり、公的統計は社会全体の情報基盤として位置づけられ、国に「公的統計の整備に関する基本的な計画立案」「基幹統計を中心とした公的統計の体系的整備を図る」等の義務が生じた。一方で、利用者は、統計調査で収集された情報を、統計の研究や教育など公益に資する場合に、個票を用いて解析するなど、二次利用することが可能となった[1]。このように統計データの活用の利便性の高まりとともに、行政施策の計画や評価を根拠(エビデンス)に基づいて進めるという「エビデンスに基づく施策(Evidence-Based Policy Making: EBPM)」が一層推進されることが期待されている。

EBPMは英国ではブレア政権以来約20年にわたって積極的に推進されており、アメリカもまたEBPMをいち早く取り入れ強力で進めている[2]。日本は現在積極的にEBPMの取り組みを進めているが、政策実務者、研究者の中に、「政策形成に役立つ統計データや調査研

究が少ない」ことが問題であると指摘する者も少なくない[3]。

この課題に関し、英国では2008年以来長期的な経済危機に瀕した際、成人のソーシャルケア予算が過去4年間で総額35億ポンド減額される[4]など、予算が逼迫する中、低予算で最大の効果をあげるために政策を正しく評価し、政策に還元できるような新たな公的統計データの構築を目指した。これはゼロベースレビュープロジェクト(ゼロからのデータの枠組みの構築プロジェクト:以下ZBRプロジェクト)と呼ばれている。このZBRプロジェクトにより、ソーシャルケアの分野(ここで言うソーシャルケアとは、快適に生活するために特別なサポートを必要とする人々のための公的機関や民間企業によるケア、援助を意味する[5])において、データの枠組みを作り直し、政策に還元される良質なデータが構築されている。

この事例は、日本の今後の「統計データ」のあり方に関し大いに参考になると思われる。本稿は、ZBRプロジェクトにより、データ収集を新規に構築したこと(ZBRプロジェクト発足の背景、組織、構築されたデータ等の

説明, ZBRプロジェクトの成果)を日本に紹介することを目的とする。

## II. ZBR プロジェクト発足の経緯

英国において国の統計データを提供するのはNHS Digitalである。NHS Digitalは、政府外公共機関 (executive non-departmental public body: 中央政府の政策過程において役割を有しているが、政府府省またはその一部ではない組織) であり[6]、全国規模の医療・ソーシャルケアにおける情報・データ・ITシステムの提供者としての位置を築いており、主に保健省からの資金により運営されている[7]。ソーシャルケアサービスに関するデータを国内の地方自治体から収集し公開することが大きな役割であり、ソーシャルケアサービスに関する幅広いデータや、財政支出に関するデータを収集している[8]。

しかし、2010年頃には従来のデータが、法制度や社会情勢の変化 (例えば、予防的アプローチ[9]という新しい制度や、「個人予算」[10]の利用者の割合上昇など) に追いつかなくなり、既存のデータ項目では政策の効果を評価できなくなってきた[11]。この状況の下、ZBRプロジェクトは、行政のソーシャルケアサービスを正しく評価し、政策に還元できるデータの構築を目指した。限られた予算の中で最大限の成果を上げるべく、ケアのプ

ロセスを重視した中央集権型の統計から、ケアの成果(アウトカム)を重視する地方自治体主導の統計へ、データの収集方法や内容を一新することがZBRプロジェクトの大きな課題であった[12]。

## III. ZBR プロジェクトの組織体制

ZBR始動にあたり、まず問題となったのはNHS Digitalの職員の多くがデータ分析の経験や知識はあるものの、地方自治体の行政施策に関して知識不足であった点である。このため、新データの収集において、全国の地方自治体から公募で選抜された出向職員を受け入れ、どのようなデータを集めたらよいか、集めたデータをどのように解析し活用すべきかについての助言を受けた[13]。また、地方自治体にソーシャルケア顧客データベースを提供しているソフトウェア会社の社員が、ボランティアで技術サポートを行うこともあった。これにより地方自治体は、新しいデータ収集に関わる必要な準備 (新しいソフトウェアを使う技術トレーニング等) を進めることができ、一方でソフトウェア会社は、地方行政の新たな動きを早い段階で入手し自社システムの変更や向上に活かすことが可能になった。ZBRのメンバーはNHS Digital職員と地方自治体からの出向職員に時にボランティアスタッフが加わる形で構成され、プロジェクトごとに関連

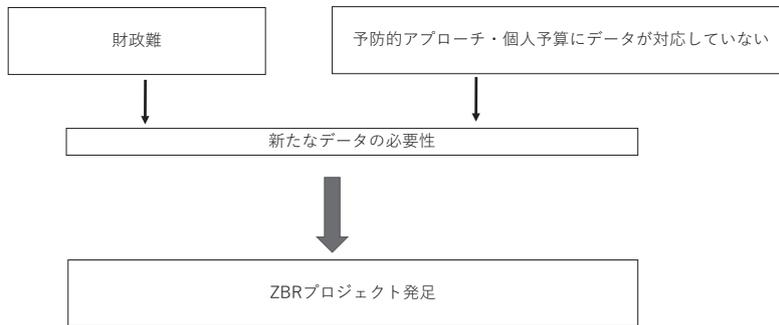


図1 プロジェクトの発足

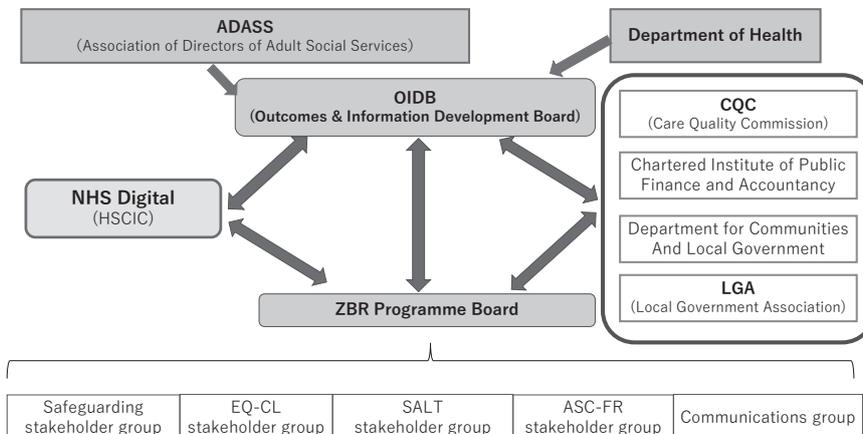


図2 ZBRの運営形態 (各種組織, 検討委員会, 利害関係者グループとの関係)

団体のメンバーが加わり専門知識を提供した。

ZBRプロジェクトに関わる団体は、代表的なものとして英国保健省 (Department of Health), 成人ソーシャル部門ディレクター協会 (Association of Directors of Adult Social Services : ADASS [14]), 地方政府協会 (Local Government Association : LGA [15]), ケアの質委員会 (Care Quality Commission : CQC[16]) が存在し、プロジェクトで重要な役割を果たした。ZBRプロジェクトの共同出資者である英国保健省は、行政施策や統計の専門知識を提供し、プロジェクトを遂行する上で生じる問題に随時専門的なサポートを行っており、同じく共同出資者であるADASSは、ソーシャルケアサービスの経験・知識を豊富に持ち、特にセーフガードの部分や、財政に関するデータ作成のサポートに寄与した。またCQCは提供されるケアの品質と改善をモニタリングし、監査する役割を担っていた。

ZBRプロジェクトは下記の(a)~(e)の5つの分野のステークホルダーグループ (利害関係者グループ:SHグループ) ,

- (a)被介護者の保護や虐待を扱う「セーフガーディングステークホルダーグループ (SafeGグループ)」
- (b)人種, 宗教, 年齢等, を扱う「EQ-CLステークホルダーグループ (EQCLグループ)」,
- (c)ソーシャルケアサービスの内容, を扱う「SALT (Short and Long Term support:短期長期サポート) ステークホルダーグループ (SALTグループ)」,
- (d)ソーシャルケアサービスの財務情報, を扱う「ASC-FR(Adult Social Care Finance Return : 成人ソーシャルケア給付金) ステークホルダーグループ (ASC-FRグループ)」
- (e)その他「コミュニケーションズグループ (COMグループ)」

から構成され、基本的にはグループ単位で運営された。

プロジェクトマネージャーや上記の5つのSHグループのリーダーはNHS Digital担当部長の管轄するZBR役員会 (ZBR Programme Board) の管理下にあった。ZBR役員会には、保健省やADASS, CQCの様な外部組織の代表者も含まれた。その会議では役員が提起したリスクや課題が議論され、SHグループからの質問に解決策

を示す他、そこで解決できない課題はZBR役員会の上部機関である、アウトカム・情報向上役員会 (Outcomes and Information Development Board : OIDB) に委ねられた。OIDBは、NHS DigitalやLGA, CQCの代表者で構成され、保健省とADASSが共同議長を務める、ソーシャルケア部門を横断した役員会であり、LGAやCQCの取締役やマネージャーの他、NHS DigitalのプロジェクトマネージャーやZBRプログラムの役員も参加していた[17]。OIDBは高度なレベルの課題に対する決定を行い、プロジェクト全体の舵を取った。

上記の通り、ZBRプロジェクトでは、英国保健省職員や、地方行政官、統計専門家、ソーシャルケア専門家、財政関連団体の職員など、多くの職種の人々がデータの枠組みの構築に携わっており、多角的な視点で議論が交わされた。このように行政施策の動きやアウトカムの測定を見据えて公的統計のデータセットを構築したことは注目に値する。

#### IV. ZBR プロジェクトに基づいた新たなデータ構築

SHグループ(a)-(e)は、それぞれデータの枠組みの構築を進めた。

(a)SafeGグループは被介護者の保護や虐待に関連する3つのデータセット、①サポートが必要な人々への身体的精神的虐待データ (Abuse of Vulnerable Adults return : AVA[18]), ②自由剥奪のためのセーフガードデータ (Deprivation of liberty safeguards : DoLS[19]), ③精神衛生法に基づく後見人データ (SSDA702 return[20]) の変更草案を作成し、2013年4月からデータの収集を開始した。

(b)EQ-CLグループはAVA, SALT, ASC-FRの3つのデータに対して適用されるEQ-CL (Equalities and Classifications framework : 公平分類体系) [21]と呼ばれる新しい枠組みを構築し、人種, 宗教, 年齢等の主要な属性データを定期的に反映した。

(c)SALTグループと(d)ASC-FRグループは、既存のソーシャルケアサービスのデータと財政に関わるデータの収集法を一新し[22], SALTとASC-FRという新しいデータセットを作成した。SALTとは短期サポートおよび長期

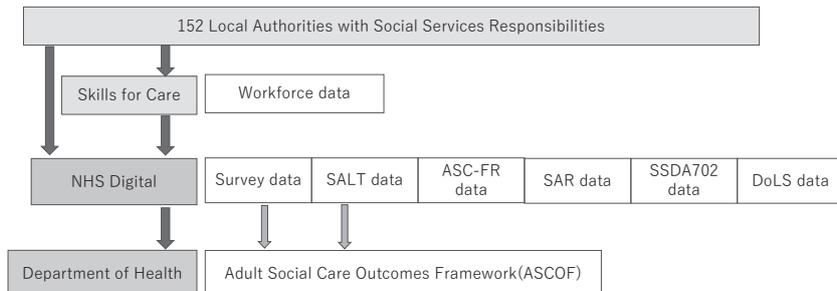


図3 英国ASCOFデータの枠組み (2014~2015年)

サポートの被介護者, ケアラー, サポートの内容等を集計しサービスを受けたあとの状態を追跡したデータであり, サポート後の被介護者の自立を最大限に引き出すことに主眼を置いている[23]. 一方ASC-FRはソーシャルケアにかかる支出や収入, 助成金などの財務情報を提供することで中央政府と地方自治体の業績評価を行うことを目的としている. 一人あたりのソーシャルケアのコスト(1週間あたりに受けるサービスのコスト)の計算にも用いられる[23].

残る(e)COMグループは地方自治体やデータシステム会社に新たなデータ構築の進捗状況を伝え, 新しいシステムを取り入れる準備を進めるための橋渡しの役割を果たした.

今日NHS Digitalが取り扱うソーシャルケアサービスのデータは, survey data, SALT data, ASC-FR data, SAR data, SSDA702 data, DoLS dataがあり, 各々のデータは152の地方自治体から収集している.

## V. ZBR プロジェクトに基づいた既存データの変更

ZBRプロジェクトによるデータの変更の中で重要な点は, 提供されるサービスやサポートの「職員の体制や, 施設・設備の状況(ストラクチャ)」や「サポート内容(プロセス)」だけではなく「結果(アウトカム)」のデータを収集したことである(一部データについては, その後削減・簡素化を行った)[24].

SALTデータとASC-FRデータの枠組みは2013年5月に公表され, 2014年4月からデータ収集が始まった. SALTは従来収集していた類似データ(RAP: Packages of Care returnやASC-CAR: Adult Social Care Combined Activity Return)と比較して, 被介護者のサポート提供後の状態(自立に繋がった, 長期サポートに移行した, 終末期ケアに移行した, サポートの拒否等)の項目を新たに追加している[25]. 従来のデータは施設の職員数やサポートの提供数など, サポートの提供体制・状況を表すものであったが, サポート後の「結果」を重視してデータを新たに構築したことは大きな変更であった.

セーフガードに関しては, AVA, DoLS, SSDA703の既存の3つのデータの変更草案を作成し, 2013年4月からデータ収集を始め, 2014年に公表している[26]. その後, AVAをSAC(Safeguarding Adults Collection [27])という新たなデータに置き換え, データ項目数はAVAと比較して大幅に削減された(データの項目数がAVAは2070項目であるのに対してSACは191項目[28]). データは虐待およびネグレクトからの保護活動の結果に焦点を当てたものであり, 保護サポートの内容や保護対象者の属性だけではなく, サポート後の状態(継続的な監視がおこなった, カウンセリング・治療を行った, 警察の介入があった, 民事訴訟, 不明, 等)のデータも収集している[29].

既存するデータ収集方法の主な変更と新しいデータ取

集方法の開発は2013年時点で一旦完了したが, 2014年のCare Act[30]改訂の影響を受けて, データの見直しが行われた[31]. Care Act改訂は, 英国ソーシャルケア政策の過去60年間の歴史において抜本的な改訂であり, 個人のニーズに合ったオリジナルのケアとサポートのプランが必要である事を定め, どのような財源でソーシャルケアを実行するのかという内容が示されている[32]. 地方政府は, ケアを必要とする人に対して本人主導の個性の高いサービスを提供することが求められるとともに, 公的「個人予算」を受ける権利を保障することや, ケアラー(主にインフォーマルケアサービスの提供者, 家族介護者)を支援することなど, 新たな役割・義務が生じた.

この改訂の内容に即してデータに変更が加えられた. 個人の特性に合った個性の高いサービスの提供という課題に関しては, SACデータに「希望したアウトカム(desired outcomes)」という新たな項目が追加され, 個人の属性や慣習などの背景に基づく目標が設定されるとともに, 目標の達成度合いも集計されている[33].

また, ケアラーの保護の観点から, SALTデータに「ケアラーに対する直接的, 間接的なサポート」の項目が新たに追加され, 被介護者とケアラーの両方の視点からケアを評価する動きが高まっている[34].

その他に, 近年注目されている「予防」の観点については, SACデータの「concerns」という項目は, 虐待防止を目的として「虐待懸念事項」が示されており[33]. SALTデータ・ASC-FRデータは「ST-Max[35]」と呼ばれる期間限定の自立支援サポートの項目を設けている. このデータにより個人の自立性を最大限に引き出すサポートがどの程度行われているかを明確にし, 地方自治体による継続的なサポートの必要性を減らすことを目的としている.

## VI. プロジェクトの成果

ZBRプロジェクトによるデータ構築の重要な点は, サポートのアウトカムに重きをおいた点である. 上の章で述べた通り, ZBR前のデータに比べ, ZBRで収集を始めたデータはソーシャルケアのサポートがもたらした成果, 結果を調査する項目が増加している.(ZBRプロジェクトに関して先行する学術論文等は見つからないが, データの項目内容を精査し確認を行った.)

収集されたデータはNHS Digitalのホームページで地域ごとに図示(見える化)され, 情報共有を図るとともに, データは議会, 地域, 国レベルで利活用されている.

(図4はASCOFのアウトカム指標1A:「Social care-related quality of life score」(社会的ケア関連QOL)においてHarrow地区の数値が18.4で地域18.6, イングランドで19.1, 全国で131番目の値であることを示している. また図5はASCOFのアウトカム指標1Aにおいてロンドンの数値が18.6で, イングランド19.1を若干下回っている

ことを図示している.)

特にSALTデータは各地方自治体の評議会など、ソーシャルケアを議論する場で大いに活用され、収集データをもとに問題点を洗い出し今後の課題が検討されている[36].

ASCOF[37]はケアのサポート・サービスがどの程度達成できているかを測定し、自治体の業績を評価する指標であり、英国で住民の「健康・well-being」を把握するために2011年に開発された[38]. ZBRで収集した新たなデータは、ASCOFに反映され、地方自治体が主導する

ソーシャルケアサポートの業績結果を測るエビデンスとなっている。この結果に基づき各自治体は更なる施策改善に努める、という流れがそこに存在している。

以上のように英国では、ソーシャルケアの政策上重要な案件について、プロジェクトのスタート時からステークホルダーグループでデータの枠組みを検討し、収集したデータを地方行政のアウトカム指標に繋げるといった動きが広まっている。ZBRプロジェクトはその礎を築いたと言える。

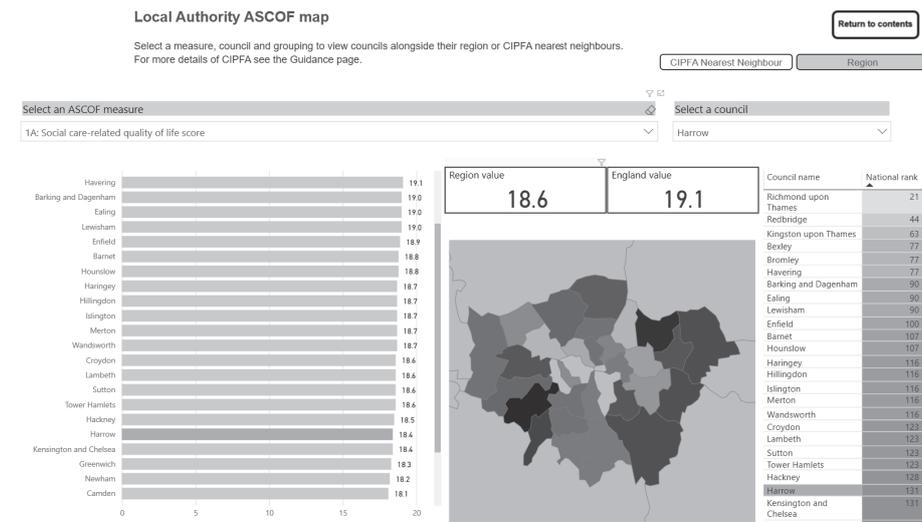


図4 収集されたデータの応用例1 (各地域の結果の水準地図への応用)

出典：NHS Digital Social Care Collections 2020.11.24.アクセス

<https://app.powerbi.com/view?r=eyJrIjoiMjJyY2YwOGItMzJjYi00MWQ4LWI0MzktODFjMzJmMzY0MzRkIiwidCI6IjUwZjYwNzFmLWJiZmUtNDAxYS00ODAzLTY3Mzc0OGU2MjllMiIsImMiOjIj>

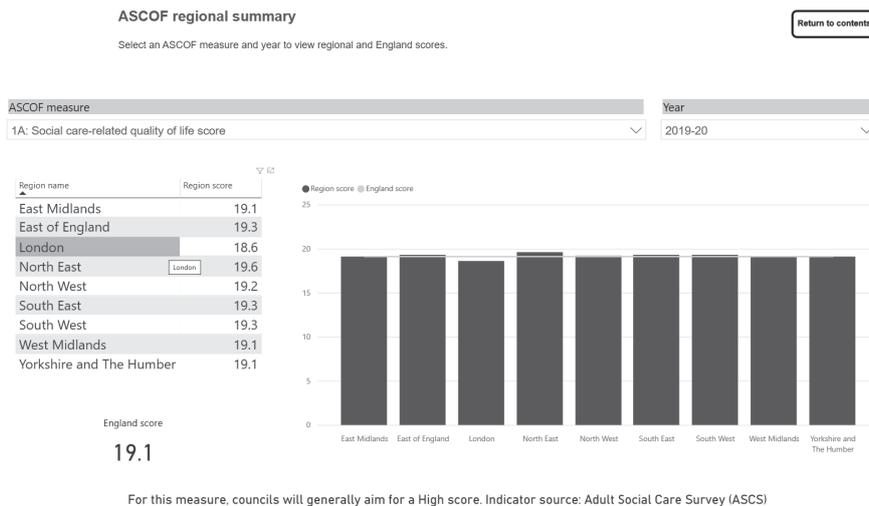


図5 収集されたデータの応用例2 (各地域の結果の水準グラフへの応用)

出典：NHS Digital Social Care Collections 2020.11.24.アクセス

<https://app.powerbi.com/view?r=eyJrIjoiMjJyY2YwOGItMzJjYi00MWQ4LWI0MzktODFjMzJmMzY0MzRkIiwidCI6IjUwZjYwNzFmLWJiZmUtNDAxYS00ODAzLTY3Mzc0OGU2MjllMiIsImMiOjIj>

## VII. 日本の課題

日本では、昭和22年(1947年)に施行された「統計法」が、平成19年(2007年)に60年ぶりに全部改正となり、公的統計は行政利用だけではなく、社会全体で利用される情報基盤として位置づけられた。

この法改正によって、現在、統計データ(基幹統計調査、一般統計調査等)は総務省ホームページ(e-stat)[39]などから電子データの形で即時的に利用することが可能となり、利用者にとっての利便性が高まった。しかし残念ながら、福祉や介護に関連するソーシャルケアサービスの統計データは、実態・状況調査や財政に関するものが多く、サービスの内容や被介護者の満足度、その後のアウトカム等を表すデータは、公開データには含まれていないようである[40]。中央政府や各地方自治体が統計データを行政施策に活かすためには、本質的に以下の3点が重要と考える。

- (1) 行政立案するためにはデータをもとにした客観的なエビデンスが必要であるという共通認識をもつこと
- (2) 「統計データを行政施策の改善に役立てる」という視点でデータの枠組みを再構築すること。そのためには「ストラクチャ」や「プロセス」等のデータに加えて「アウトカム」の概念を重視し、施策の評価に必要な統計データを設計するなど、既存の基幹統計の内容を整理・修正すること。
- (3) 収集するデータを整理・修正する際には、施策に携わる地方自治体職員、情報専門スタッフ、施策に関連する団体職員など利害関係者を交えてデータの枠組みを検討すること。

特に、日本は超高齢社会に突入し、人口減少と経済規模の縮小、またこれに伴う社会保障制度と財政の持続可能性など、大きな問題が山積されている中、英国のソー

シャルケアの自治体評価(ASCOT)にあたる共通の福祉サービスやケアに特化した評価の枠組みの実用化には至っていない。健康寿命の延伸や、財政の持続性を検討するためには、行政施策等の効果を利用者視点やケアの社会的側面から考慮して評価する、すなわちアウトカム指標の確立が必要であり、それをケアシステムの改善に結び付けていくことが課題であると考えられる。

現在、ASCOTの一部として実用化されているASCOT(Adult Social Care Outcomes Toolkit)の日本語版が開発され、ケアのアウトカムの指標開発が日本においても進みつつある[41]。またe-stat等を使うことで自治体ごとの統計データを図表化することが可能となっている。今後「施策」の現状把握、改善の実施に、どのようなデータが必要か等を、議論の場の初めの段階から利害関係者を交えて総合的に検討し構築していくことは、より実態に即した状況把握・改善に繋がるという意味で重要である。

世界でも類を見ない速さで高齢化が進む日本において、国民全員が活躍でき、幸せに暮らしていくためにどのような社会基盤を整えていくかは重大な課題の1つである。日本政府は日本の今後の成長戦略として「未来投資戦略2018」を掲げ、IoT、ビッグデータ、人工知能を使って社会問題を解決するSociety5.0の実現を目指している。Society5.0は、課題の解決と新たな価値の創造が進められる「データ駆動型社会」であり、データの取得がその基本となる。そのためいかに有益なデータを構築するかが重要であり、官民一体となってデータの枠組みを構築したZBRの事例は、大いに参考になると考える。

## 利益相反

なし

**平成19年 統計法の改正点 「社会の情報基盤としての統計」へ**

---

新しい統計法の4本柱

- 1 公的統計の体系的・計画的整備の推進**  
公的統計の総合的・計画的な整備を政府全体で進めるため、閣議決定によって基本計画を定めます。計画の作成に当たっては、統計委員会での調査審議や意見公募(パブリックコメント)を経ることとしています。また、実施状況のフォローアップを行い、概ね5年ごとに計画の見直し・変更を行います。
- 2 統計データの有効利用の促進**  
学術研究目的などのために、オーダーメードで集計された統計の提供を受けたり、匿名データ(統計調査によって集められた情報を個人や企業が特定できない形に加工したもの)の提供を受けて統計の作成に用いることができます。
- 3 統計調査の対象者の秘密保護の強化**  
統計調査によって集められた情報などを統計の作成に関連する目的以外に利用・提供した者や、守秘義務規定に違反した者に対する罰則を整備強化しました。例) 守秘義務違反「1年以下の懲役又は10万円以下の罰金」⇒「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」
- 4 統計整備の「司令塔」機能の強化**  
統計委員会を内閣府に設置し、基本計画の案や基幹統計などに関する調査審議を行うとともに、関係大臣に必要な意見を述べることで、公的統計の体系的整備における中核的な役割を担います。

図6 統計法改正の概要

出典：厚生労働省 審議会 2020.11.24アクセス  
<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/10/dl/s1031-8h.pdf> より著者作成

## 倫理審査

本研究は、海外の公衆衛生報告であり「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の適用範囲外であり、倫理審査は特段必要としない。

## 謝辞

本原稿を作成するにあたり、坂口彩子氏に資料・情報収集等で大変お手伝いいただいた。謹んで感謝の意を表する。

## 参考文献

- [1] 総務省. 総務省統計制度統計法 (平成19年法律第53号). [https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=419AC0000000053](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=419AC0000000053) (accessed 2020-03-23)  
Ministry of Internal Affairs and Communications. [Ministry of Internal Affairs and Communications Statistics Act (Act No. 53 in 2007).] [https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=419AC0000000053](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=419AC0000000053) (in Japanese)(accessed 2020-03-23)
- [2] 北海道庁. 「エビデンスに基づく政策展開の推進」調査研究チーム最終報告書. [https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/3/3/6/2/0/2/0/\\_/H30\\_c\\_1.pdf](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/3/3/6/2/0/2/0/_/H30_c_1.pdf) (accessed 2020-04-27)  
Hokkaido Government. ["Evidence ni motozuku seisaku tenkai no suishin" Chosa kenkyu team saishu hokokusho.] [https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/3/3/6/2/0/2/0/\\_/H30\\_c\\_1.pdf](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/3/3/6/2/0/2/0/_/H30_c_1.pdf) (in Japanese)(accessed 2020-04-27)
- [3] 森川正之. 「エビデンスに基づく政策」に関するエビデンス. [https://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01\\_0447.html](https://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01_0447.html) (accessed 2021-04-27)  
Masayuki M. [Evidence on "evidence-based policy making"] [https://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01\\_0447.html](https://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01_0447.html) (in Japanese)(accessed 2021-04-27)
- [4] Association of Directors of Adult Social Services. ADASS budget survey report 2014: Final. [https://www.thinklocalpersonal.org.uk/\\_assets/News/July/ADASS\\_Budget\\_Survey\\_Report\\_2014\\_Final.pdf](https://www.thinklocalpersonal.org.uk/_assets/News/July/ADASS_Budget_Survey_Report_2014_Final.pdf) (accessed 2020-03-23)
- [5] social care. <https://dictionary.cambridge.org/dictionary/english/social-care#:~:text=social%20care%20definition%3A%20care%20by%20public%20organizations%20and,help%20with%20washing%20or%20eating%3A%20.%20Learn%20more> (accessed 2020-11-24)
- [6] 首相官邸. 英国・公的機関改革の最近の動向. <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/kaikaku/dail/siryou3-3.pdf> (accessed 2020-04-27)  
Shusho kantei. [Eikoku koteki kikan kaikaku no saikin no doko.] <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/kaikaku/dail/siryou3-3.pdf> (in Japanese)(accessed 2020-04-27)
- [7] Health and Social Care Information. Annual report and accounts 2013/14. [https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/409721/HSCIC\\_AR\\_2013-14\\_Interactive.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/409721/HSCIC_AR_2013-14_Interactive.pdf) (accessed 2020-03-23)
- [8] Health & Social Care Information Centre Collections. Social care collections 2015. <http://content.digital.nhs.uk/socialcarecollections2015> (accessed 2020-03-23)
- [9] Social Care Institute for Excellence. E-learning: Reablement. <http://www.scie.org.uk/publications/elearning/reablement/> (accessed 2020-03-23)
- [10] Age UK. Personal budgets and direct payments in adult social care. [https://www.ageuk.org.uk/globalassets/ageuk/documents/factsheets/fs24\\_personal\\_budgets\\_and\\_direct\\_payments\\_in\\_social\\_care\\_fcs.pdf](https://www.ageuk.org.uk/globalassets/ageuk/documents/factsheets/fs24_personal_budgets_and_direct_payments_in_social_care_fcs.pdf) (accessed 2020-03-23)
- [11] Health & Social Care Information Centre. Personal Social Services: Expenditure and unit costs, England. 2013-14 Final release pgs40-41. <http://content.digital.nhs.uk/catalogue/PUB16111/pss-exp-eng-13-14-fin-rpt.pdf> (accessed 2020-03-23)
- [12] Department of Health. The Adult Social Care Outcomes Framework 2013/14. [https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/141627/The-Adult-Social-Care-Outcomes-Framework-2013-14.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/141627/The-Adult-Social-Care-Outcomes-Framework-2013-14.pdf) (accessed 2020-04-27)
- [13] Health & Social Care Information Centre. Strengthening the HSCIC's offer to adult social care. [https://medconfidential.org/wp-content/uploads/hscic/2014-november/HSCIC140705\\_HSCIC's%20role%20on%20adult%20social%20care%2020112014.pdf](https://medconfidential.org/wp-content/uploads/hscic/2014-november/HSCIC140705_HSCIC's%20role%20on%20adult%20social%20care%2020112014.pdf) (accessed 2020-03-23)
- [14] Association of Directors of Adult Social Services. ADASS. <https://www.adass.org.uk/regions2> (accessed 2021-04-27)
- [15] Local Government Association. Local government and parliament. <http://www.local.gov.uk/> (accessed 2020-03-23)
- [16] Care Quality Commission. CQC ABOUT US. <https://cqc.org.uk/about-us> (accessed 2021-04-27)
- [17] Health & Social Care Information Centre. To LA adult social services information contacts in England. [http://content.digital.nhs.uk/media/9562/Letter-to-social-services-dated-30-September-2011/pdf/Letter\\_to\\_councils\\_300911\\_final.pdf](http://content.digital.nhs.uk/media/9562/Letter-to-social-services-dated-30-September-2011/pdf/Letter_to_councils_300911_final.pdf) (accessed 2020-03-23)
- [18] NHS Digital. Abuse of vulnerable adults in England - 2012-13, Final report, experimental statistics. <https://digital.nhs.uk/data-and-information/publications/statistical/safeguarding-adults/2012-13-final> (accessed 2021-04-27)
- [19] 橋本有生. イギリスの「自由剥奪セーフガード (DoLS)」規定の導入 (2007年) に影響を与えた欧州人権裁判所の法理. 早稲田法学会誌. 2014;65.  
Hashimoto Y. [The jurisprudence of the European court of human rights which had an influence on "Deprivation of liberty safeguards" (2007) in England.] Waseda law

- journal. 2014;65. (in Japanese)
- [20] NHS Digital. Information and guidance for guardianship under the mental health act 1983, SSSDA702; 2019.
- [21] NHS Digital. Equalities and classifications framework (EQ-CL). <https://digital.nhs.uk/data-and-information/data-collections-and-data-sets/data-collections/social-care-collection-materials-2020> (accessed 2021-04-27)
- [22] Paul Burstow MP. Letter to directors of adult social services from Minister of State for Care Service. <http://content.digital.nhs.uk/media/9578/Letter-from-Minister-of-State-for-Care-Services/pdf/LetterMSCS216.pdf> (accessed 2020-03-23)
- [23] NHS Digital. NHS digital social care collections. <https://digital.nhs.uk/data-and-information/data-collections-and-data-sets/data-collections/social-care-collections> (accessed 2021-04-30)
- [24] 厚生労働省. 介護サービスの質の評価について. <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001qyj1-att/2r9852000001qz5h.pdf> (accessed 2021-04-30)  
Ministry of Health, Labour and Welfare. [Kaigo service no shitsu no hyoka ni tsuite.] <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001qyj1-att/2r9852000001qz5h.pdf>(in Japanese) (accessed 2021-04-30)
- [25] NHS Digital. SALT 2014-15. <https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20180328134011/http://digital.nhs.uk/catalogue/PUB18663> (accessed 2020-04-27)
- [26] Health & Social Care Information Centre. Community care statistics, social services activity, England -2014-15. <http://content.digital.nhs.uk/catalogue/PUB18663> (accessed 2020-03-23)
- [27] NHS Digital. SAC. <https://digital.nhs.uk/data-and-information/data-collections-and-data-sets/data-collections/social-care-collection-materials-2020#safeguarding-adults-collection-sac-> (accessed 2020-04-27)
- [28] NHS Digital. SAC 2014-15. <https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20180328133609/http://digital.nhs.uk/catalogue/PUB18869> (accessed 2020-04-27)
- [29] NHS Digital. AVA 2012-13. <https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20180328134644/http://digital.nhs.uk/catalogue/PUB13499> (accessed 2020-04-27)
- [30] Department of Health. Care and support statutory guidance. <https://www.gov.uk/government/publications/care-act-statutory-guidance/care-and-support-statutory-guidance> (accessed 2020-03-23)
- [31] Health & Social Care Information Centre. To: directors of adult social services & contacts for national data collections. [http://content.digital.nhs.uk/media/15012/Newsletter-September-2014/pdf/Newsletter\\_September\\_2014.pdf](http://content.digital.nhs.uk/media/15012/Newsletter-September-2014/pdf/Newsletter_September_2014.pdf) (accessed 2020-03-23)
- [32] Government Digital Service GOV. UK. Care Act 2014. <https://www.gov.uk/government/publications/care-act-2014-part-1-factsheets> (accessed 2020-04-27)
- [33] NHS Digital. Safeguarding adults, England 2019-20. <https://digital.nhs.uk/data-and-information/publications/statistical/safeguarding-adults/2019-20> (accessed 2020-04-27)
- [34] NHS Digital. Adult social care activity and finance: England 2019-20. <https://digital.nhs.uk/data-and-information/publications/statistical/adult-social-care-activity-and-finance-report/2019-20> (accessed 2020-04-27)
- [35] NHS Digital. Adult social care activity and finance report, England - 2018-19 [PAS]ST-Max. <https://digital.nhs.uk/data-and-information/publications/statistical/adult-social-care-activity-and-finance-report/2018-19/3.-short-term-care> (accessed 2020-04-27)
- [36] BARNET London Borough. Adult social care. <https://jsna.barnet.gov.uk/8-adult-social-care> (accessed 2020-04-27)
- [37] Department of Health. The adult social care outcomes framework 2015/16. [https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/375431/AS-COF\\_15-16.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/375431/AS-COF_15-16.pdf) (accessed 2020-03-23)
- [38] 長澤紀美子. イギリスの社会的ケアに係る自治体評価と事業者評価の動向—ケアの質の合意及びアカウントビリティのメカニズムの視点から—. 高知県立大学紀要社会福祉学部編. 2020;69:15-30.  
Nagasawa K. [The trend of performance management of local authorities and quality assurance of care providers: Features in the definition and the mechanism for accountability of quality in England.] The Bulletin of University of Kochi, The Series of the Faculty of Social Welfare. 2020;69:15-30. (in Japanese)
- [39] 総務省. e-Stat 統計で見る日本. <https://www.e-stat.go.jp/> (accessed 2020-08-21)  
Ministry of Internal Affairs and Communications. [e-Stat tokei de miru Nihon ]. <https://www.e-stat.go.jp/> (in Japanese)(accessed 2020-08-21)
- [40] 厚生労働省. 厚生労働統計一覧. <https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/index.html#anc-04> (accessed 2020-04-27)  
Ministry of Health, Labour and Welfare. [List of statistical surveys conducted by Ministry of Health, Labour and Welfare.] <https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/index.html#anc-04> (in Japanese)(accessed 2020-04-27)
- [41] 森川美絵, 中村裕美, 森山葉子, 白岩健. 社会的ケア関連QOL尺度the Adult Social Care Outcomes Toolkit (ASCOT) の日本語翻訳: 言語的妥当性の検討. 保健医療科学. 2018;67(3):313-321.  
Morikawa M, Nakamura H, Moriyama Y, Shirowa T. [Japanese translation of the Adult Social Care Outcomes Toolkit (ASCOT) as social care related quality of life measures: focus on the linguistic validation.] Journal of the National Institute of Public Health. 2018;67(3):313-321. (in Japanese)